

大阪地区近郊整備区域建設計画

平成18年7月
大阪府

目 次

1. 計画の性格	1
2. 計画の対象区域	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の基本的方向	1
5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項	3
6. 産業の業種、規模等に関する事項	4
7. 土地の利用に関する事項	6
8. 施設の整備に関する事項	9
9. 環境の保全に関する事項	17
10. 防災対策に関する事項	19

大 阪 府

1. 計画の性格

この計画は、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律に基づいて作成されたものであり、大阪地区近郊整備区域の整備及び開発に関し、広く近畿圏各政策区域との連携による圏域全体の発展を視野に入れながら、その基本的な方向及び施設の整備についての大綱を示したものである。

2. 計画の対象区域

計画の対象区域は、昭和40年5月15日総理府告示第15号をもって告示した近郊整備区域であり、関係市町村は次のとおりである。

豊中市、池田市（一部）、吹田市、高槻市（一部）、茨木市（一部）、箕面市（一部）、摂津市、島本町（一部）、豊能町（一部）、能勢町（一部）、守口市（一部）、枚方市（一部）、八尾市（一部）、寝屋川市、大東市（一部）、柏原市（一部）、門真市、東大阪市（一部）、四條畷市（一部）、交野市（一部）、富田林市、河内長野市（一部）、松原市、羽曳野市（一部）、藤井寺市、大阪狭山市、太子町（一部）、河南町（一部）、千早赤阪村（一部）、堺市（一部）、岸和田市（一部）、泉大津市、貝塚市（一部）、泉佐野市（一部）、和泉市（一部）、高石市、泉南市（一部）、阪南市（一部）、忠岡町、熊取町（一部）、田尻町、岬町

3. 計画の期間

この計画の期間は、平成18年度から概ね5年間とする。

なお、計画の実施に当たっては、今後の社会、経済情勢の推移に応じて弾力的な運用を図るとともに、新たに策定される国土形成計画を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

4. 計画の基本的方向

- (1) 本地区は府域面積の約3分の2を占め、大阪市を核とする既成都市区域に接している。また、北から北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系に囲まれており、背後地が狭いことによって高密度な都市を形成している。

本地区では、明治・大正時代から、大阪市の中心部から郊外に通じる放射状の鉄道や道路の整備をすすめてきた。また、昭和30年代後半には、高度経済成長に伴う人口、産業の集中に対応して、大阪都心への交通の集中を分散させるとともに、都市の発展をより適切に誘導するため、十大放射三環状道路の整備を図ってきた。

しかし、昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけての人口増加に伴う急激な都市化の進行は、木造密集市街地にみられるような道路をはじめとする都市基盤施設の未整備な市街地を生み出した。現在、市街地の拡大は終わりつつあるが、依然として、住宅の老朽化をはじめ防災・住環境などの大きな課題を抱えている。

また、産業面においては、経済のグローバル化の一層の進展や産業コストの高さ、構造転換の遅れなどにより工場・事業所の廃業や府域外・海外への転出がみられ、ベイエリアや市街地における低・未利用地の存在、新規開業の低迷による活力低下が課題となっている。

- (2) 人口減少、少子高齢化時代の到来とともに、市街地拡大は終息しつつある時代にあって、大阪の都市や産業などの再生に向けて、大阪がこれまで蓄積してきた社会資本や自然・文化資源などの多様なストックを有効に活用し、高度な都市機能の集積をすすめるとともに、情報や交通のネットワークによる連携を強化することによって、大都市としての魅力を高め、活力ある大阪の再生をめざす。

さらに、都市における農空間や森林などの「みどり」の空間を積極的に保全・活用し、府民の生活の質の向上を図る。

また、近年の生活圈や都市活動の広がりの中で、大阪は関西の府県との連携をはじめ、中国・四国地方や北陸地方などの各県との結びつきを強めている。また、グローバル化の進展により、アジア諸国・地域との係わりはますます大きくなっており、大阪は、「アジアの中核都市」という視点にたって、それぞれの都市の個性や、多彩な都市間のネットワークを活かして、相互交流を促し、関西全体としての発展をリードしていくことが必要である。

- (3) 本区域においては、2007年の供用開始を目指して二本目の滑走路建設がすすむ関西国際空港をはじめ港湾、道路ネットワークなど社会基盤のストックが集積しつつあり、また、大学や試験研究機関などの立地により、世界レベルの人材育成機能が充実してきている。こうした認識のもと、今後の基本的な方向としては、これらのエリ

アの交通結節点を中心に、人口、産業の集積及び社会基盤のストックを活かして、地域の個性・産業などのポテンシャルを引き出し、産業・文化・医療・情報など、高度な都市機能の集積を図るとともに、定住の魅力づくりをすすめて、多彩な都市拠点の形成をめざす。

また、身近な生活圏を重視し、誰もが安心、安全、快適にらせる住まいとまちづくりをすすめるとともに、これらの前提となる災害に強く安全なまちづくりを着実にすすめる。

さらに、府域全体あるいは府域外との交流がより一層促進され、快適で利便性の高い生活を実現するため、交通網や情報網を中心とした身近なまちや拠点相互間の結びつきを発展させ、これらの結びつきと、臨海部や内陸部などのエリアとの、多方向の交流形成をすすめる。

- (4) この計画の実施にあたっては、財政状況等を勘案しながら弾力的に運用するとともに、農地、林地等の用途転換及び既得水利権の変更を要するものについては、十分に調整を図るものとする。

また、地区内の市町村の意見を尊重するとともに、区域を越えた広域的課題の解決と広域的プロジェクトの推進にあたっては、国、関係府県等との連携・協調体制を強化する。

さらに、環境の保全に努めるとともに、文化財の保護や森林等の保全、治山治水等について適切な考慮を払い、大阪湾の快適な水辺空間の創造に努めるものとする。

5. 人口の規模及び労働力の需給に関する事項

- (1) 本地区の人口は、平成 17 年の 5,802 千人（府下総人口の 65.8%）から、今後の 5 年間に 65 千人減少し、平成 22 年には 5,737 千人になるものと見込まれる。
- (2) 人口の年齢別構成をみると、平成 17 年の年少人口 827 千人、生産年齢人口 3,930 千人、老年人口 1,045 千人から、平成 22 年には、年少人口は 810 千人、生産年齢人口は 3,700 千人へとそれぞれ減少し、老年人口は 1,228 千人へと増加が見込まれる。
- (3) 本地区の一般世帯数は、平成 17 年の 2,253 千世帯から、今後 5 年間に 46 千世帯増加し、平成 22 年には 2,299 千世帯になるものと見込まれる。
- (4) 労働力の需給については、労働力の高齢化、若年労働力不足、女

性労働者の増加、新規学卒就業者の減少等に加えて、労働に対する価値観の多様化、経済のサービス化、新たな技術革新、高度情報化など社会経済情勢の変化等により、需要・供給の両面において多様な変化が進みつつあり、今後ますますその傾向が強まると予想される。

このため、国、府、市町村が相互に適切な役割分担のもと、緊密な連携を図りながら、中高年齢者や障がい者などの就職困難層に対する雇用・就業機会の確保・創出など、府域の実情に応じて雇用に関する必要な措置を講ずることにより、幅広い就業機会の確保に資する。

6. 産業の業種、規模等に関する事項

(1) 本地区では、経済のグローバル化の進展、市場の成熟化、少子高齢化の進展など社会・経済情勢が大きく変化するなか、近年、景気は回復傾向で推移しているものの、構造的には、卸売機能、金融機能、中枢管理機能の東京への一極集中による相対的低下や、産業構造の転換の遅れなどが課題となっている。

農林水産業では、担い手不足や農地の減少あるいは遊休農地の増加など深刻な状況にあるが、大都市の立地を活かし、朝市や直売所を中心とした地産地消の取組みや施設園芸をはじめとする集約的な農業生産が行われている。また、本地区において、都市農業や農空間は、安全で良質な農産物を提供していると同時に、府民にゆとりと潤いを提供する重要な自然資源、さらには防災や環境保全の面からも重要な役割を果たしており、府民とともに保全・活用を図る取組みが行われている。

工業の特色を概観すると、中小規模の事業所が多く、多様な業種がバランス良く混在しているフルセット型の産業構造が特色であるが、化学、金属製品、鉄鋼など基礎素材型の業種のウエイトが高く、加工組立業種のウエイトは低い。

北大阪地域では、一般機械、電気機械、東大阪地域では、金属製品、一般機械、南大阪地域では、生活関連、泉州地域では繊維工業、その臨海部では、エネルギー関連・重化学工業の立地がみられる。

また、生産拠点の海外シフト、素材型産業における海外との競合による主要産業群の低迷などの他に、高地価等による工場の流出がみ

られ、昭和 60 年ごろから、開業率と廃業率の逆転などがみられる。

卸売業は、大阪産業の中で重要な地位を占めているが、近年はその力を弱めつつある。また、サービス業では、大阪の経済規模を反映して、対事業所サービス業が集積しており、情報化や技術革新、企業の積極的なサービスの外部化により進展している。なお、アジア向けを中心に輸出入とも大幅な増加を示している。

(2) 以上のことをふまえ、本地区においては、内外市場の需要の変化に対応しつつ、既成都市区域等との調整を図りながら、各種産業基盤や高次研究開発拠点の有効活用、先端技術開発等に努めるとともに、地域特性を考慮した産業の振興に取り組んでいく。

ア 農業については、大都市の立地を活かした都市農業の振興と、国土保全、防災をはじめ、教育、福祉、環境などの多面的で公益的な機能を有する農空間を、府民との協働によって保全・活用するための施策を展開する。

林業については、森林の適正な保育・管理、林業生産性の向上、担い手の育成等を図るとともに、木材流通対策、木材需要の拡大等を通じて、大阪の林業・木材産業の振興に努める。

水産業については、漁業機能の向上を図るため、府民が親しみ、楽しめる、ふれあい漁港漁村づくりの推進や、自然の良好な漁場の保全、藻場の造成に努める。

イ 工業については、産学官の連携により活発な研究活動を促進するとともに、その成果を活用して新事業を創出しようとする事業者を積極的に支援する。デジタルコンテンツ、バイオ、ロボット、IT など多様なニーズを充足する新規産業分野を開拓する契機となるベンチャー企業を育成するため、多様なインキュベーション施設の整備や資金供給システム、人材育成等の支援方策の充実に努める。

経済環境の変化に即応して中小企業が創意工夫を活かした経営の革新を図ることを支援する。

ウ 商業・サービス業については、消費者の視点を重視した地域商業の活性化を図るため、商店街等を取り巻く地域の特色に対応した創意工夫あふれる取り組み、空き店舗対策等を支援する。また、サービスの外部化が一層進展することが予想されるなかで、広域的な交通・通信網等の整備を図り、サービスの高品質化、高付加

価値化に努めるとともに、新業態の開発、インフラ整備や人材育成を図る。また、総合保税地域制度等を活用し、交通体系・産業拠点の整備計画等を踏まえて国際物流機能の強化を図る

7. 土地の利用に関する事項

- (1) 土地利用は時間軸上で人間の社会活動（短期的要因）などと、自然・風土等の基礎環境（長期的要因）などの影響を相互に受けていることを踏まえ、本地区の土地利用の基本課題を、包括的・長期的に取り組むべき総合的課題と、具体的・短期的に取り組むべき重点的課題に区分する。

総合的課題には、環境（自然・都市）との共生、持続可能な循環型都市の形成、既存ストック（風土・文化・土地利用）の重視、アメニティ（ゆとり・うるおい・あそび・やさしさ）の確保、定住魅力と活力の創出、高次都市基盤整備と防災都市の実現などがある。

また、重点的課題には、持続的な環境との共生を図るための農空間・森林・水辺空間の保全と活用及び都市環境の総合的形成、効果的な土地利用を図るための土地の有効・高度利用、低・未利用地の有効利用及び土地の細分化の抑制、多様な都市居住の実現を図るための住環境の向上及び多様なニーズへの対応と日常生活圏の充実、産業の活性化と育成への対応のための中心市街地の活性化、産業の振興と土地利用及びレクリエーション・観光産業の振興に向けた土地利用、総合的な基盤整備を図るための都市基盤の整備、都市構造の再編整備及び情報化時代の土地利用、また、防災都市の実現などがある。

- (2) 以上の点を念頭に置き、本地区における土地利用の基本方針を次のとおりとする。

ア 質の向上・量の確保

(ア) 空間の共同利用（ルールの確立）

地域空間の共有性を構築する住民主体のまちづくりや、公的空間だけでなく民有地の景観・歴史的資産・防災空間・自然環境などの共有性を高めるなど、セミパブリックの考え方を取り入れ、共有空間の再評価をすすめる、土地の共同利用拡大のルールを確立していく。

(イ) 土地の多目的利用（質の多層化）

土地利用は、地目に分類される本来目的に加えて、文化・歴史や環境・防災機能などのような多面的な価値があり、これらを重要な要素として評価し、拡大・連携していくことで多目的利用を図り、土地の質を高めていく。

(ウ) 空間の多層利用（量の多層化）

特に高密化した市街地においては、土地の多層的利用が有効であることから、地下空間の利用、河川・道路と建物等との立体的整備などのように、大深度地下利用も含めた土地利用の多層化と、それによる空間の創出を計画的にすすめる。

イ 土地利用のコントラスト

都市機能の集積が高く、土地の高度化・多層利用が必要な都心部や駅前などの都市拠点、自然と調和した低層でゆとりある土地利用を維持する郊外部など、地域の独創性と総合的なバランスに応じて、メリハリのある土地利用を有効かつ計画的に行う。また、低未利用地についても、計画的に有効利用を図る。

ウ 環境(自然・都市)の融合と活用

森林や農地等の整備・保全に努めるとともに、都市環境における緑空間や水辺空間などの自然性の維持及び適正配置を重視し、環境に与える負荷の軽減も考慮しながら、自然と都市との共存を図る。

また、土地利用の転換にあたっては、土地利用の不可逆性、生態系をはじめとする自然の循環、自然系のネットワークに配慮し、計画性をもって、自然環境と都市環境の融合した活用を図る。

エ 住の向上と交流ネットワーク

(ア) 都市内部の充実と住の向上

都市内部のリノベーションを重点的に行い、これまで築いてきた地域の個性と独自性を踏まえた適正な土地利用を行い、その機能を高めることで、より魅力的な都市環境の形成に努める。また、居住空間の拡大、利便性や快適性を確保し、美しい都市環境の形成を図る。

(イ) 多様な都市活動の実現

職・住・遊・学など多様な都市活動基盤を計画的に配置するとともに、付加価値を高め、ゆとりとうるおいのある生活環境の創出をめざす。

オ 産業の適正配置と活性化

(ア) 産業社会の展開に応じた土地利用

商業系、業務系、工業系などの都市的機能をバランス良く配置することにより、機能的でエネルギー、資源、水循環などの面で地球環境への負荷が少ない効率的な都市づくりを行う。

特に、職住共存地区では、近接する連携の良さによる効率性や機能性を再評価し、産業基盤の整備と生活環境の向上を図る。

(イ) 中心市街地の活性化と都市拠点の育成

都市の中心としてのポテンシャルをいかし、商業等の活性化方策と連携した拠点の再整備や、産業と結びついた新たな都市拠点の形成などを図る。

カ 都市機能の適正配置と連携

(ア) 生活環境形成と都市基盤整備の連携

人・物・情報の交流基盤の整備と、陸・海・空の交流ネットワークの形成など総合的な交通体系の構築、治水対策とまちづくりなどが一体となったスーパー堤防の整備などのように、まちづくりとの整合のとれた、互いに連携しあう施設としての視点を踏まえた整備を図る。

(イ) 高次都市機能の充実

交通基盤、ライフライン、廃棄物処理施設、情報基盤等の充実と安全性・信頼性の向上に努める。

(ウ) 都市構造の再編整備

放射及び環状交通網の形成をはじめとする都市交通網の充実と情報網の整備を行い、地域特性を活かした都市核の形成、ベイエリアの活性化、既成市街地の再整備に努めるなど、既存ストックを活かした有機的な多核ネットワーク型の都市構造に向けた再編整備をすすめる。

キ 防災機能の強化と適正配置

自然条件や防災施設の整備状況を考慮した土地利用への誘導、諸機能の分散配置、地域防災拠点や避難地の整備、オープンスペースの確保とそれらを結ぶ道路などの交通ネットワーク網の整備、ライフラインや情報基盤の多重化・多元化、農地やため池などの防災利活用等により、災害に対する安全性や災害時の機能代替性を高め、災害に強い都市づくりをすすめる。

8. 施設の整備に関する事項

本地区の秩序ある発展を図るため、計画の基本的方向に基づき、生活環境等の総合的な整備を目標として施設の整備を図る。

その計画の大綱は、次のとおりである。

(1) 宅 地

近年の府民の居住形態の変化、少子・高齢化等の社会経済状況の変化等を背景に、市町村の地域整備に即応した快適で魅力ある住宅地づくりと、民間住宅建設の適切な誘導を図るため、市街地の防災性の向上、公害の防止、ヒートアイランド現象の緩和、自然環境の保全及び農林地の保全に配慮しつつ、計画的な宅地開発事業をすすめる、良好な住宅用地等の供給を促進する。また、既存の市街地の改善や再開発等にも取り組む。

ア 住宅用地等

住宅水準の向上及び居住環境の改善に対処し、健全な市街地の造成を図るため、和泉中央丘陵（和泉市）、阪南丘陵（阪南市）の新住宅市街地開発事業、小野原西地区（箕面市）、尾生久米田地区（岸和田市）、東山丘陵地区（貝塚市）等の土地区画整理事業をすすめるとともに、民間による優良宅地開発事業を適正に誘導し、良好な住宅用地の供給を促進する。

また、都市の再開発を図るため、牧野駅東地区（枚方市）、香里園駅東地区（寝屋川市・枚方市）、寝屋川市駅東地区（寝屋川市）、河内花園駅前地区（東大阪市）、北野田駅前B地区（堺市）、和泉府中駅東第一地区（和泉市）、柏原駅西口地区（柏原市）等の市街地再開発事業と、東岸和田駅東地区（岸和田市）の防災街区整備事業をすすめるとともに、地区計画（再開発等促進区）等により、民間等の再開発を適正に誘導する。

さらに、中心市街地の活性化等まちづくりの課題解決のため、JR高槻駅周辺地区（高槻市）、栄本町地区（池田市）、住道駅周辺地区（大東市）等のまちづくり交付金事業をすすめる。

少子高齢化や住宅・施設の老朽化等の問題を抱える千里ニュータウン、泉北ニュータウンにおいて、住宅の整備・活用などをすすめる。

イ その他

関西国際空港の対岸部において、空港機能の支援・補完と環境

改善を図るとともに地域の振興に資するため、りんくうタウンのまちづくりをすすめる。

泉州地域の丘陵部の適地に、研究所、ハイテク産業、情報産業等の集積や、住宅等の整備を促進する。

茨木・箕面丘陵地区において、良好な住宅用地や文化・学術・研究施設等の用地を確保する彩都（国際文化公園都市）の整備や箕面市北部地区において水と緑の健康都市の整備を図る。

(2) 交通施設

交通需要の増大に対処するとともに地域の振興に資するため、土地利用等との整合性のもとに、環境の保全及び景観に配慮しつつ、道路、鉄軌道、港湾、空港等の総合的な整備をすすめる。

ア 道 路

本地区と他圏域とを連絡する広域幹線道路及び地区内都市間を連絡する幹線道路の整備をすすめる。

整備をすすめる主要な道路は次の路線等である。

高規格幹線道路 第二名神高速道路

地域高規格道路 阪神高速道路（大和川線、淀川左岸線）、第二京阪道路、新御堂筋・延伸、第二阪和国道、学研都市連絡道路、大阪橋本道路

一般国道 1号、25号、26号、163号、168号、170号、171号、176号、309号、310号、371号、423号、477号、480号

主要地方道 大阪高槻京都線、茨木亀岡線、美原太子線、岸和田港塔原線、大阪和泉泉南線、泉佐野岩出線

一般府道 豊能池田線、余野茨木線、春木岸和田線、住吉八尾線

街 路 十三高槻線、茨木箕面丘陵線、八尾富田林線、大阪岸和田南海線、豊中岸部線、和泉中央線、寝屋川大東線

上記のほか、地域高規格道路については、大阪門真線の調査をすすめるとともに、神崎川線、第二大阪湾岸道路、京阪連絡道路、大阪内陸都市環状線等の構想をすすめる。また、紀淡連絡道路については、長大橋等に係る技術開発、地域の交流、連携に向けた取組等を踏まえ調査をすすめることとし、その進展に応じ、周辺

環境への影響、費用対効果、費用負担のあり方等を検討することにより、構想をすすめる。

また、日常生活に密着した市町村道、自転車歩行者道等の交通安全施設等の整備をすすめる。

さらに、都市モノレール事業として国際文化公園都市から大阪方面への輸送を確保するため、国際文化公園都市モノレール（阪大病院前～東センター）については、同公園都市の開発熟度に併せた整備をすすめる。

また、踏切事故の防止、道路交通の円滑化及び都市の均衡ある発展を図るため、近畿日本鉄道奈良線（八戸ノ里～瓢箪山）、大阪外環状線鉄道（俊徳道～加美）、南海電鉄南海本線（浜寺公園～北助松、北助松～忠岡、井原里～羽倉崎）の連続立体交差事業をすすめる。

イ 鉄 軌 道

公共交通体系の骨格をなす鉄軌道については、本地区における通勤通学輸送の隘路を打開し、輸送力の増強を図るため、国際文化公園都市モノレール（阪大病院前～東センター）については同公園都市の開発熟度に併せた整備を進めるとともに、大阪外環状線鉄道（新大阪～加美～久宝寺）の整備をすすめる。

また、大阪モノレールの門真以南への延伸や北大阪急行南北線の延伸等については、近畿地方交通審議会答申第8号（平成16年10月）に基づき検討をすすめる。

ウ 港 湾

特定重要港湾堺泉北港については、大阪湾における中古自動車輸出など特定貨物の拠点港としての機能拡充、物流コストの削減・モーダルシフトの進展に対応した港湾機能の強化、中国等アジアとのコンテナ近海航路輸送機能の向上とともに、陸域部と海域部が連携した自然環境の創造による水質浄化機能の向上、生物生息空間の確保、人々が憩い海と触れ合う水際線の整備によるみなどの魅力向上を図り、交流・レクリエーション等多様な機能が調和した総合的な港湾空間の形成を図る。また、広域的な防災機能の向上を図るため、大規模地震等の災害時に府県境を越えた防災活動拠点となる大規模地震対策施設の整備をすすめる。さらに、大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体とする大阪湾圏域広域処理場整備事業（大阪湾フェニックス計画）をすすめる。

重要港湾阪南港については、背後圏の港湾物流・旅客需要に対応した外貿機能・旅客船埠頭の機能強化とともに、陸域部と海域部が連携した自然環境の創造による水質浄化機能の向上、生物生息空間の確保、人々が憩い海と触れ合う水際線の整備によるみなどの魅力向上を図り、交流・レクリエーション等多様な機能が調和した総合的な港湾空間の形成を図る。また、耐震性の高い港湾施設の整備による地域の防災機能の向上を図る。

泉州港については、関空2期供用に伴い増大する旅客・貨物及び海空一貫輸送に対応するための整備をすすめる。

エ 漁 港

大阪湾における沿岸漁業の振興を図るため、深日漁港（岬町）、小島漁港（岬町）等において漁港の整備をすすめる。

オ 空 港

関西国際空港については、我が国を代表する国際拠点空港として機能強化を図るため、二期事業については、施設整備を二本目の滑走路を供用するために必要不可欠なものに限定し、2007年限定供用に向けて整備を着実に推進する。

大阪国際空港については、周辺の緑地整備をすすめるとともに、大阪国際空港周辺整備計画に基づき周辺整備を行う。

八尾空港については、環境問題に配慮しつつ、産業航空としての活用を図る。

(3) 公園緑地

住民の憩いとレクリエーションの場及び防災避難緑地としてのオープンスペースを確保するため、次の事業をすすめる。

淀川河川公園の整備をすすめるとともに、山田池公園（枚方市）、寝屋川公園（寝屋川市）、深北緑地（寝屋川市、大東市）、大泉緑地（堺市、松原市）、久宝寺緑地（八尾市、東大阪市等）、石川河川公園（富田林市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、河南町）、錦織公園（富田林市）、蜻蛉池公園（岸和田市）、せんなん里海公園（阪南市、岬町）等の大規模公園の整備を推進するほか、原池公園（堺市）、五月山緑地（池田市）、紫金山公園（吹田市）、末広公園（泉佐野市）、黒鳥山公園、松尾寺公園（和泉市）、花園中央公園（東大阪市）等の都市基幹公園の整備をすすめる。

また、日常生活に密着した街区公園や近隣公園・地区公園につい

ても整備をすすめる。

なお、これらの公園緑地の整備に当たっては、自然環境の確保の面から系統的な配置に努める。

(4) 供給施設及び処理施設

生活水準の向上、産業の発展等に対処するとともに、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全に資するため、次の事業をすすめる。

ア 水道

安全で良質な水の安定的確保を図るため、大阪府広域的水道整備計画に基づき、市町村水道施設の整備や簡易水道施設の統合をすすめる。

また、災害に強い水道をめざして老朽化施設の更新や施設の耐震化を図り、あわせて水道水質に対するより一層の信頼を確保するため水質管理体制の強化をすすめる。

水資源開発の面では、淀川水系の既存施設の有効活用を図るとともに、安定供給、危機管理の観点から紀の川、安威川による水源確保を行なう。

イ 工業用水道

大阪の産業経済の振興を図るための産業基盤整備並びに北大阪・東大阪及び泉州地域の地盤沈下対策として、今後とも工業用水を安定供給していく。そのため、老朽化施設の更新改良とあわせて、地震や事故等の危機管理対策の強化や機能向上を効率的にすすめる。

ウ 下水道

公共用水域の水質保全、市街地における浸水被害の解消等生活環境の改善を図るため、猪名川、安威川、淀川右岸、淀川左岸、寝屋川、大和川下流、南大阪湾岸の各流域下水道事業をすすめるとともに、市町村の公共下水道事業をすすめる。また、下水処理水や汚泥等の下水道資源の有効利用もあわせてすすめる。

エ 廃棄物処理施設

ごみ処理については、廃棄物を資源として捉え、有効利用を図ることを基本として、環境保全に配慮した処理をすすめるため、長期的・計画的な視点に立ったごみ焼却施設（吹田市、枚方市）等の整備をすすめる。

し尿処理については、下水道による処理への転換が基本となる

が、生活排水処理計画と調整を図りつつ、安定的で効率的な処理が図られるよう必要な施設の整備・改善や処理の高度化をすすめる。

廃棄物処理全般については、循環型社会の構築をめざし、廃棄物処理に伴う環境への負荷の軽減、資源の有効利用、省エネルギー推進の視点から、発生抑制、再使用、再生利用、熱回収等に取り組むとともに、リサイクル施設の広域利用をすすめる。

また、広域的な見地から、大阪湾広域臨海環境整備センターを事業主体として、堺泉北港をはじめとする大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス事業）をすすめる。

(5)河川、水路、海岸、治山、砂防等

災害を未然に防止し、住民の生命・財産を守り、河川環境の保全を図るため、地域の実情に即し、淀川水系、大和川水系及び泉州諸河川の整備をすすめるとともに、市町村が管理する準用河川等についても改修事業をすすめる。特に、猪名川、淀川、大和川の直轄河川や寝屋川、西除川、槇尾川等の河川を重点的に整備する。

猪名川流域及び寝屋川流域においては総合治水対策により治水安全度の向上を図る。

また、淀川、大和川において治水安全度の向上と水と緑のうるおいのある良好な市街地等の形成を図るスーパー堤防（高規格堤防）の整備をすすめる。

さらに、周辺的环境に配慮しつつ、安威川ダム（茨木市）、槇尾川ダム（和泉市）の建設をすすめる。また、芥川、旧淀川、神崎川、石川、近木川等において河川環境整備を図るとともに、神崎川、大和川、寝屋川及び泉州諸河川の流域において河川の浄化対策をすすめる。

また、土砂災害を防止するため、北摂山系、金剛生駒山系、和泉葛城山系において、治山事業、砂防事業を行うとともに、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険箇所において対策事業をすすめる。

さらに、東南海・南海地震に伴う津波や、高潮、波浪等による災害に対処するため、泉州地域の防潮堤・水門の耐震化をすすめるとともに、泉州海岸において、利用面・環境面も考慮した高潮対策事業をすすめる。

ため池や農業用水路については、老朽化対策に加え耐震対策を進めるとともに、水と緑あふれる快適な地域環境づくりをめざす「オアシ

ス構想」等により、地域の身近な環境資源としての整備をすすめる。

(6) 住 宅

今後の住宅政策をすすめるにあたっては、住宅の質の向上を図り、生活基盤施設の整備とともに都市防災対策、駐車場整備など良好な住環境・都市景観の創出、自然環境の保全、高齢者、障がい者に対する福祉面等に配慮しつつ、住民の多様なニーズに応じた良質な住宅の供給に努める。

このため、羽曳ヶ丘地区（羽曳野市）、枚方津田地区（枚方市）等の住宅建設や、牧野駅東地区（枚方市）、香里園駅東地区（寝屋川市・枚方市）等における市街地再開発事業、庄内地区（豊中市）、門真市北部地区（門真市）、萱島東地区（寝屋川市）、住道駅南地区（大東市）等における住宅市街地総合整備事業、新千里南町地区（豊中市）等における優良建築物等整備事業をすすめる。

また、高槻芝生（高槻市）住宅等において、老朽化が著しく居住水準の低い中層耐火公営住宅等の建替えをすすめる。

さらに、市街化区域内の宅地化農地のスプロール化を防止し、計画的なまちづくりと良質な住宅の供給促進を図るため、農住組合制度等を促進する。

(7) 教育文化施設・研究開発施設

公立の小・中学校については、児童生徒急増期に大量建設された校舎等が改築の時期を迎えることから、中長期的な視点に立って、計画的な施設整備を図る。公立の高等学校については、中学卒業者の急減傾向に対応し、公私協調のもとで就学対策をすすめるとともに、教育内容の充実を図るための施設・設備の充実に努める。

養護教育諸学校についても、施設・設備の充実に努める。

関西文化学術研究都市において、イオン工学研究所や大阪大学の自由電子レーザー研究施設を中心に、研究施設や教育施設、文化施設等の集積を図るとともに、研修施設・自然レクリエーション施設等の整備を促進し、文化学術研究機能の向上を図る。また、研究支援環境の整備・拡充、誘致対象の拡大、幅広い需要に対応した用地等の供給体制の整備、さらに研究開発環境情報の発信強化等によって、立地優位性を高め多様な企業や機関等の充実・立地促進を図る。

北大阪地域において、ライフサイエンス分野の研究開発拠点を形

成するため、大阪大学、国立循環器病センター、大阪バイオサイエンス研究所、医薬基盤研究所、彩都バイオインキュベータなどの既存の研究施設の集積を活かすとともに、産・学・官の研究者の交流や研究支援の核となる施設として、彩都（国際文化公園都市）等に新たな研究施設の立地誘導を図る。

また、金属・機械工業を中心とした中小企業が集積する東大阪地域において、ものづくり支援施設であるクリエイション・コア東大阪を中心として、周辺大学、既存研究施設、地域企業等と連携し、共同研究開発拠点の形成をめざす。

また、地域住民が多様な生涯学習や文化活動を行い、幅広い人格形成を図れる基盤をつくるため、図書館、博物館、公民館等の社会教育施設や体育館プール等のスポーツ・レクリエーション施設等の整備・充実を図る。

文化財に対する理解を深め、保護活用するために、文化財の保護公開施設の整備を促進する。史跡一須賀古墳群（太子町・河南町）については、府立近つ飛鳥風土記の丘と府立近つ飛鳥博物館との一体的活用を充実させる。

また、史跡池上曾根遺跡（和泉市・泉大津市）については、弥生時代の空間、生活を体感できるような公園整備を行い、府立弥生文化博物館との一体的活用を図るほか、史跡今城塚古墳（高槻市）、史跡古市古墳群（羽曳野市・藤井寺市）等、府域の史跡について公有化、史跡公園化等による整備を図る。

さらに、国の天然記念物に指定されている和泉葛城山ブナ原生林については、ブナ原生林緩衝帯の管理、稚苗養成、植樹造林等を行うことにより保護増殖を図る。

(8) その他の施設

ア 通信施設

インターネットの普及や地域コミュニティづくりの促進に対応するため、CATV網や光ファイバー網、衛星通信網など、地域の特性を活用した情報・通信基盤の整備を支援し、情報ネットワークの充実を図る。

イ 医療施設

医療需要の増大・多様化に対処し、医療施設の適正配置と医療水準の向上を図るため、公立病院をはじめ各種医療施設の機能分

担や連携など医療機能の充実をすすめる。

また、救急医療体制を充実するため、市町村の設置する休日夜間急病診療所等の初期救急医療施設から重篤な患者に対応する救命救急センターの三次救急医療施設に至る救急医療施設の体系的な整備をすすめる。

ウ 社会福祉施設

高齢者、障がい者をはじめ、誰もが自立し、生きがいのある生活をおくれるよう、就業機会の確保はもとより、総合的な在宅福祉サービスの充実、ボランティア活動の振興を図るなど地域福祉の推進に努める。また、福祉ニーズの的確な把握に努め、保健・福祉・医療にまたがる地域ケアシステムの構築を図るとともに、社会福祉施設については、地域ごとの適正配置を考慮し、計画的・体系的な整備をすすめる。

エ 農道

大都市農業の持続的発展と農業・農空間の持つ多面的機能の発揮を図るため、泉州基幹農道や岩湧広域農道等の基幹的な農道の整備をすすめる。

9. 環境の保全に関する事項

本地区においては、「人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造」をめざす大阪府環境基本条例に基づき、環境総合計画を基本として、生活環境、自然環境、都市環境及び地球環境に関する施策を総合的、計画的にすすめる。

特に、生活環境の保全については、環境関連法令及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制・指導等並びに大阪地域公害防止計画等に基づく施策により、公害の防止を図り環境基準等の達成、維持に努める。

ア 大気汚染については、工場等に対する排出基準、総量規制基準等の遵守徹底及び良質燃料への転換等の指導をすすめるとともに、小規模大気汚染発生源の集約化、省資源・省エネルギー化、工場等と住宅との分離など土地利用の適正化、都市交通体系の整備等、総合的な施策をすすめる。

イ 自動車排出ガス対策については、平成 15 年 7 月に策定した「大阪府自動車NO_x・PM総量削減計画」に基づき、関係機関と連携

- し、各種の施策を総合的にすすめる。また、自動車騒音対策として、幹線道路沿道の騒音の状況を踏まえ、関係機関と連携を図り、発生源対策、道路構造対策等の総合的な対策をすすめる。
- ウ 水質汚濁については、下水道の整備及び合併処理浄化槽の普及並びに啓発等による生活排水対策の推進、工場等に対する排水規制及び総量規制の推進、堆積汚泥の除去などにより、化学的酸素要求量（COD）、窒素、りんなどの汚濁負荷の削減に努める。
- エ 土壌汚染については、人への健康影響の防止を図るため、土壌汚染対策法、条例に基づき、土壌汚染状況調査や汚染の除去等の措置が適切に行われるよう土地所有者等に対する必要な指導・助言を行う。
- オ 大阪国際空港周辺地域における航空機騒音については、発生源対策を引き続きすすめるとともに、民家防音工事等の個別住環境等の改善や緑地の整備等の周辺対策をすすめる。
- カ 新幹線鉄道の騒音・振動については、発生源対策及び障害防止対策を促進するとともに、沿線の土地利用の適正化について総合的な推進を図る。
- また、在来鉄軌道の騒音・振動についても、関係機関と連携して対策をすすめる。
- キ 騒音・振動・悪臭・地盤沈下の公害については、工場等の発生源対策の徹底等、必要な措置を講ずる。
- ク 環境汚染の監視体制の充実を図るとともに、環境の保全と創造に資する実証研究等の推進に努める。また、公害問題の解消に努めるとともに土地利用の適正化を図る。
- ケ 自然と共生する豊かな環境の保全と創造に資するため、良好な自然環境の保全と回復、多様な生態系に配慮した野生動植物の生息空間の確保、市街地の緑の創出、農空間や水辺環境の保全等を図る諸施策をすすめる。また、水や緑に親しむことのできる潤いとやすらぎのある都市空間の形成に向けて、都市公園の整備、河川空間の整備等をすすめる。
- コ 地球環境の保全、ヒートアイランド現象の緩和に向けて、資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用の促進、新エネルギーの導入、建物・地表面の高温化抑制などに資する対策をすすめる。
- サ 豊かな環境の保全と創造を図るためには、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の実施に際して、環境

の保全について適正な配慮がなされることが重要であり、「大阪府環境影響評価条例」等に基づき、事業者が実施する環境影響評価及び事後調査に関し、必要な指導・助言を行う。

10. 防災対策に関する事項

(1) 本区域の防災対策については、「大阪府地域防災計画」に基づき、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図り、もって府の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護する。なお、「特定都市河川浸水被害対策法」による特定都市河川流域として設定された、寝屋川流域においては「寝屋川流域水害対策計画」に基づき府及び流域関係市が一体となって水害対策をすすめる。また、石油コンビナート等災害防止法で指定された特別防災区域については、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に基づき、災害の未然防止と拡大防止のため、総合的な防災対策をすすめる。

(2) 災害の発生を未然に予防するため、府及び市町村をはじめとする防災関係機関は、災害に強いまちづくりをすすめる。

ア 都市の防災機能の強化

防災空間の整備や市街地の面的整備、緊急輸送道路整備、土木構造物・施設、ため池等の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を計画的に形成し、都市における防災機能の強化に努める。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、港湾、幹線道路、農地等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努める。

イ 建築物の安全化

地震による建築物の倒壊や火災の延焼を防止するため、建築物の耐震化・不燃化の推進、安全性の指導等に努める。

ウ 水害予防対策の推進

河川・港湾・海岸・ため池における洪水や高潮・津波等による災害を未然に防止するため、計画的な河川の改修、ダムの建設、高潮対策、地震・津波対策、下水道の整備、ため池堤防の強化及び地盤沈下対策などを実施する。また、これらの基盤整備対策と併せ、洪水、津波ハザードマップの作成・公表や河川防災情報の提

供に努め、被害の軽減を図る。

エ 土砂災害予防対策の推進

土砂災害を未然に防止するため、危険な箇所における土石流対策（砂防）、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策、山地災害対策及び宅地防災対策などを実施する。また、これらの基盤整備対策と併せ、土砂災害ハザードマップの作成・公表や土砂災害警戒情報の提供に努め、被害の軽減を図る。

オ 危険物等災害予防対策の推進

関係法令の周知徹底・規制を行い、危険物、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の施設における保安体制の確立、保安意識の高揚を図るとともに、危険物積載船舶等の災害予防対策をすすめる。